

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を改正する省令（案）参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

（納税の告知）

第九条の三（省 略）

2 前項の規定による納税の告知は、税関長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行ふ。ただし、第八条第四項ただし書（口頭による賦課決定の通知）の規定に該当する場合には、当該告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該告知をさせることができる。

（納付の手続）

第九条の四 関税（郵便物に係る関税を除く。以下この条において同じ。）を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその関税の収納を行う税関職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付することを妨げない。

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）

（財務省令への委任）

第九十三条 法第九条の三第二項（納税の告知）の納税告知書及び法第九条の四（納付の手続）の納付書の様式その他法及びこの政令の実施に関し必要な細則は、財務省令で定める。